

重要事項説明書〔介護保険・医療保険〕

訪問看護サービスの提供開始にあたり、岡山県条例に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1.事業者概要

事業者名称	医療法人社団清和会
所在地	岡山県笠岡市横島 1945
代表者名	宮島 厚介
電話番号	電話：0865-67-0211 FAX：0865-67-3131

2.事業所概要

利用事業所の名称	訪問看護ステーション 瀬戸いこい苑
サービス及び指定番号	岡山県 3360590024 号 医療ステーションコード 0590024
所在地	笠岡市横島 1944-1
電話番号	電話：0865-67-7171 FAX:0865-67-7172
管理者氏名	田中 麻美

3.当事業の目的と運営方針

(事業の目的) 居宅において主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
(運営の方針) (1) 訪問看護ステーション 瀬戸いこい苑（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように療養上の目標を設定して支援します。 (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4.当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管 理 者	看護師	1 名		1 名
看護職員	看護師等	1 名	1 名	2 名
理学療法士等	理学療法士等	0 名	0 名	0 名

5.事業所窓口の営業及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜、祝祭日・年末年始；12/31～1/3 は休業）
営業時間	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 土曜日 午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分

6.実施地域

実施地域	笠岡市 浅口郡里庄町
------	------------

7.緊急時の対応方法

訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。また、緊急連絡先に連絡いたします。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
居宅介護支援事業所	担当者名	
	事業所名	
	所在地	
	電話番号	
家族等 緊急連絡先	① 氏名（続柄） 住所 電話番号 携帯番号	
	② 氏名（続柄） 住所 電話番号 携帯番号	

8.事故発生時の対応

- （１） 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （２） 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9.感染症蔓延及び災害発生時の対応

- （１） 感染症蔓延及び災害発生時はその規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- （２） 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。
- （３） 職員が感染予防対策を常時実施し、利用者への感染源及び感染経路の遮断を行い予防に努めます。
 - 1.スタンダードプリコーション（標準予防策）を感染予防の基本指針とし、感染予防に努めます。
 - 2.感染症対策のための指針を整備し、対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - 3.職員に対し、感染症対策や災害発生時のための研修を定期的の実施するとともに、訓練（シュミレーション）を行います。

10.秘密保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します（サービス担当者会議を除く）。

11.虐待の防止について

本事業は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止の為の指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
虐待防止に関する責任者（代表者・宮島厚介） 担当者（管理者・田中麻美）
- (3) 本事業所はサービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

12.身体拘束の禁止について

本事業所は、原則として利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる緊急時などやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録、記録の整備や適正な手続きにより同意を得た上で身体等の拘束を行うものとします。また、事業者は従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

13.ハラスメントについて

本事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除などの措置を講じます。

14.身分証携行義務

本事業所は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

15.心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16.介護予防支援事業等との連携

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供にあたり、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者に送付します。また内容の変更や契約が終了した場合は、書面またはその写しを介護予防支援者に送付します。

17.サービス提供の記録

- (1) 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。
- (3) 提供した指定介護予防訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

18.苦情処理の体制

利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）について

相談・苦情に対する常設の窓口として、苦情相談担当者を設置しています。また、苦情相談担当者が不在の場合は基本的な事項について事業所内の誰でもが同様の対応ができるようにするとともに、必ず苦情相談担当者に引き継ぎ、苦情に対する早期改善、是正措置を講じるように配慮しています。

苦情相談担当者 田中 麻美 (管理者)

【連絡先】電 話：0865-67-7171 (営業時間内)

F A X：0865-67-7172

市町村の照会

笠岡市長寿支援課 電 話：0865-69-2139

F A X：0865-69-2180

里庄町健康福祉課 電 話：0865-64-7211

F A X：0865-64-7236

備中県民局健康福祉課、国保連合会、岡山県運営適正化委員会の紹介

備中県民局健康福祉課 電 話：086-434-7054

F A X：086-427-5304

岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課

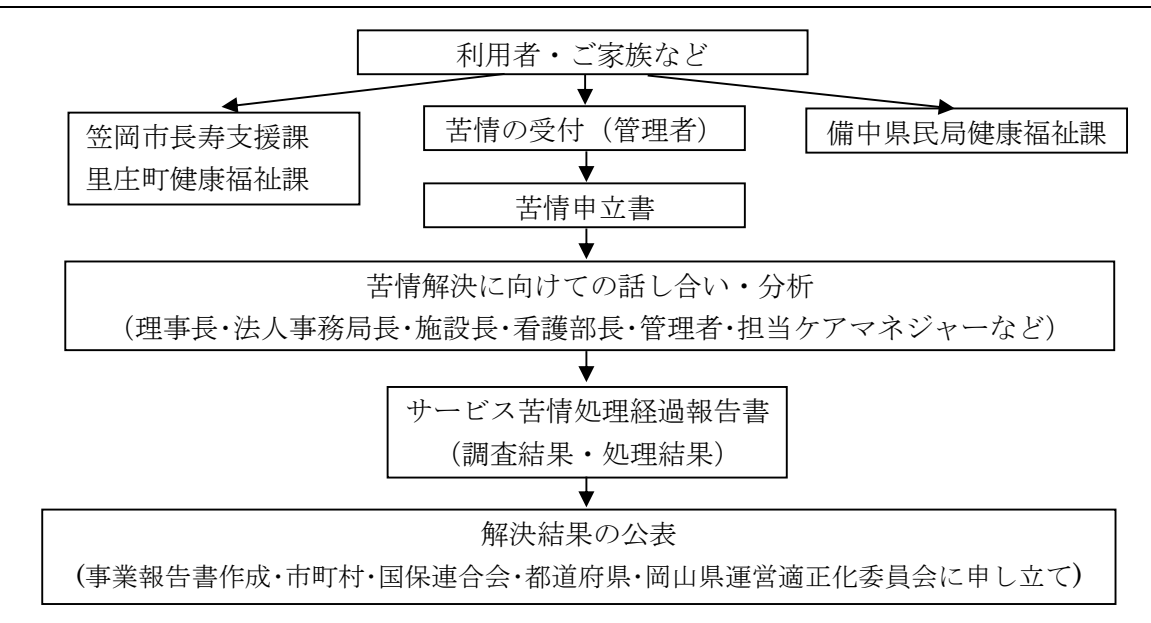
電 話：089-223-8811

F A X：056-223-9109

岡山県運営適正化委員会 電 話：086-226-9400

F A X：086-227-3566

苦情解決の概要図



19.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、下記の場合があります。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険または医療保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金に全額を利用者に負担いただく場合 |

(1) 提供するサービス内容

- ① 訪問看護計画の作成：利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日および実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問計画を行います。
- ② 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。
 - ・療養上の世話：病状の観察・健康管理、食事ケア、水分や栄養管理、排泄ケア、清潔ケア、ターミナルケア、認知症の看護、内服薬管理、精神支援等
 - ・医師の指示による医療処置：褥瘡の予防・処置、創傷処置、カテーテル管理などの医療処置、インスリン投与、点滴投与、リハビリテーション等
 - ・家族の支援に関すること：家族への療養上の相談・指導、看護・介護方法等のアドバイス、家族の健康管理・精神支援等

(2) サービス利用料金【介護保険】令和6年6月改定

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

●利用料金（1回あたり）

サービス内容		(単位数)	10割	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 (介護) 訪問看護	20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
	30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分以上 60分未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	60分以上 90分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
	理学療法士による訪問の場合	294	2,940円	294円	588円	882円
サービス内容		(単位数)	10割	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 (介護予防) 訪問看護	20分未満	303	3,030円	303円	606円	909円
	30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上 60分未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	60分以上 90分未満	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	理学療法士による訪問の場合	284	2,840円	284円	568円	852円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間（18時～22時）または早朝（6時～8時）の場合、所定単位数の25%増

※深夜（22時～6時）の場合、所定単位数の50%増

（一か月以内の2回目以降の早朝・夜間、深夜時間の訪問について上記割増加算を算定）

●加算項目

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

	各種加算種類	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
	特別管理加算（Ⅰ）	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算（Ⅱ）	250	2,500円	250円	500円	750円

退院時共同指導加算	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
初回加算（Ⅰ）	350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
初回加算（Ⅱ）	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円
長時間訪問看護加算（90 分以上）	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円
ターミナルケア加算	2500	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
看護・介護職員連携強化加算	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円
複数名訪問看護加算 30 分未満	254	2,540 円	254 円	508 円	762 円
複数名訪問看護加算 30 分以上	402	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	6	60 円	6 円	12 円	18 円
看護体制強化加算（Ⅰ）	550	5,550 円	550 円	1,100 円	1,650 円
看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2,000 円	200 円	400 円	800 円
予防看護体制強化加算	100	1,000 円	250 円	500 円	750 円
口腔連携強化加算	50	500 円	50 円	100 円	150 円
専門管理加算	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円

（月 1 回につき算定）

□ 緊急時訪問看護加算 574 単位

利用者またはその家族に対して 24 時間連携体制にあり必要に応じ緊急訪問を行う体制にある場合に 1 月に 1 回加算されます。

□ 特別管理加算（Ⅰ）500 単位

厚生労働省が定める状態にある方で、特別な管理を必要とする場合に算定されます。

- ・在宅悪性腫瘍患者指導、在宅気管切開患者指導管理を受けている場合に加算されます。
- ・気管カニューレを使用している（気管切開を行い気管切開孔に管を通して状態）場合、留置カテーテルを使用している（胃管や胃瘻・膀胱留置カテーテルなど常にカテーテルを使用している状態）場合に算定されます。

□ 特別管理加算（Ⅱ）250 単位

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている場合
人工肛門、人工膀胱を使用している場合 真皮を超える褥瘡の状態がある場合
点滴注射を週 3 日以上行う必要がある場合に算定されます。

□ 初回加算 300 単位

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

□ ターミナルケア加算 2000 単位

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）

□ 看護・介護職員連携強化加算 250 単位

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な方に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言などの支援を行った場合に加算されます。

□ 看護体制強化加算（Ⅰ）550 単位（Ⅱ）200 単位 看護体制強化加算（予防看護）100 単位
在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応の強化をした場合に加算
されます。

（Ⅰ回につき算定）

□ 長時間訪問看護加算 300 単位

特別管理加算の対象となる利用者に対して、Ⅰ時間 30 分未満の訪問看護を行った後に引き続き
訪問看護を行う場合で、通算した時間がⅠ時間 30 分以上となると、Ⅰ回の訪問看護につき加
算されます。

□ 複数名訪問加算 30 分未満：254 単位 30 分以上：402 単位

下記のいずれかの条件を満たし、Ⅰつの事業所から同時に複数の看護師などがⅠ人の利用者に
訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、Ⅰ人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ サービス提供体制協化加算（Ⅰ）6 単位

勤続年数 7 年以上の職員を 30%以上配置などの要件を満たしている場合。Ⅰ回の訪問看護につき
加算されます。

□ 口腔連携強化加算 50 単位

口腔の状態確認を行うことで歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業所と歯
科専門職と連携を図り口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、利用者の同意を得た上で歯科医療
機関や介護支援専門員へ情報提供を評価する場合に加算されます。

（その他）

□ 退院時共同指導加算 600 単位

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活についてカンファレンスを行な
った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際にⅠ回（特別な場合はⅡ回）加算されます。

【事業所】 訪問看護ステーション 瀬戸いこい苑 【説明者】

私（利用者及び身元引受人）は、令和 年 月 日 上記の訪問看護サービスの
料金表と加算等の説明を受け、必要に応じ費用を負担する事に同意します。

【利用者】 住所

氏名

【代理人】 住所

氏名

(3) サービス利用料金【医療保険】令和6年6月改定

サービスを利用する場合は、利用料として以下の料金を徴収いたします。ただし、給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、公費医療を受給されている方は利用料負担の全額あるいは一部免除されます。

●基本療養費

訪問看護基本療養費Ⅰ		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降（看護師）	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降（理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,666円
週3日目まで（准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降（准看護師）	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師（※）の場合	1日につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅲ		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

●基本療養費に追加される加算

		利用料			
		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回 訪問看護加算	1日2回/訪問者2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回/訪問3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上/2人まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上/3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日以降	2,000円	200円	400円	600円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員 と同行	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師と同行	3,800円	380円	760円	1,140円
	その他職員と同行	3,000円	300円	600円	900円
	その他職員と同行 (厚労省が定める場合)	3,000円	300円	600円	900円
	1日1回				
	その他職員と同行 (厚労省が定める場合)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日2回				
	その他職員と同行 (厚労省が定める場合)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	1日3回				
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6時～8時/18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円

●訪問看護管理療養費/加算

		料金表			
		10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
機能強化型訪問看護以外	月の初日 1 月につき	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費 1	月の 2 日目以降 1 日	3,000 円	300 円	600 円	900 円

●訪問看護管理療養費に追加される加算

		料金表			
		10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
☐ 24 時間対応体制加算	看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
☐ 特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外の場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
☐ 退院支援指導加算	長時間訪問看護加算対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
☐ 在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
☐ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
☐ 退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
☐ 特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
☐ 訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

●その他の療養費

月に 1 回ご請求	利用料			
	10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
☐ 情報提供療養費	1,500 円	150 円	300 円	450 円
☐ ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
☐ ベースアップ評価料 (Ⅰ)	780 円	78 円	156 円	234 円
☐ ベースアップ評価料 (Ⅱ)	10 円	1 円	2 円	3 円

(加算内容について)

- 24 時間対応体制加算：24 時間連絡体制にあり、緊急時に必要に応じて訪問する場合。
- 特別管理加算；厚生労働大臣が定める疾病または状態にあり、特別な管理（化学療法治療中、気管切開カニューレや膀胱留置カテーテル使用、胃瘻や経管栄養留置、在宅酸素、人工肛門や人工膀胱、真皮を超える褥瘡、週 3 日以上点滴を行う必要がある状態、CV ポート留置、自己導尿、腹膜透析、血液透析など）が必要な場合。
- 退院支援指導加算；厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の対象になる利用者に対し退院日に療養上必要な指導を行った場合。
- 在宅患者連携指導加算：他の保険医療機関と情報共有を行い、指導を行った場合。
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算：急変や診療方針の変更に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で療養上の指導を行った場合。
- 退院時共同指導加算：入院中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合。
- 特別管理指導加算：退院時共同指導加算を算定する利用者が特別管理状態にある場合。
- 医療DX情報活用加算：オンライン資格確認システムを通じて利用者の診療情報得を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供する場合。

9. 情報提供療養費：市町村等からの求めに応じて市町村、または保健医療機関等に文書を添えて情報提供した場合。
10. ターミナルケア療養費Ⅰ：在宅又は特別養護老人ホーム等で2回（2日）以上訪問看護を実施し、死亡した場合。
11. ベースアップ評価料：医療に従事する職員の賃金改善を図る体制にある場合。

※厚生労働大臣が定める疾病とは、筋萎縮性側索硬化症（ALS）・脊髄小脳変性症・スモン重症筋無力症・進行性菌ジストロフィーなど特定疾患【難病】受給者証の対象疾病や人工呼吸器を使用している状態、急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問が必要であると認める状態にある場合です。

●その他の費用（自費）

訪問看護休日加算		3000 円	営業日以外で 90 分未満の訪問看護料
交通費①	片道 5 km未満	100 円	自動車使用時の経費 （当ステーションから片道の距離）
交通費②	片道 5 km以上	150 円	
エンゼルケア		10,200 円	看取り後のご遺体のケア（ご希望時）

※キャンセル料の請求はありませんが、サービスの利用をキャンセルされる場合は、急な場合を除いてはサービス予定の前日までにご連絡をお願いいたします。

※医療保険の場合は1回につき30分～90分以内（サービス内容により変動）の提供となります。

24 時間対応体制加算・特別管理加算・情報提供書 同意書

- ☐ 私は、貴訪問看護ステーションの24時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談又は訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。
- ☐ 私は、病気の状態から、（ ）の管理・相談が必要なため、特別管理加算を算定することに同意します。
- ☐ 私は、貴訪問看護ステーションからの訪問看護の情報書を、保健福祉局、保健所、保健管理課へ提供することに同意します。

【事業所】 訪問看護ステーション瀬戸いこい苑 【説明者】

私（利用者及び身元引受人）は令和 年 月 日、上記の訪問看護サービスの料金表と加算等の説明を受け、同意書を受領し、必要に応じ費用を負担する事に同意します。

【利用者】住所

氏名

【代理人】住所

氏名

この同意を証するため本書2通を作成し、私と事業者が1通ずつ保有するものとします。

(3) サービス利用料金のお支払方法

- ① 利用料、利用者負担額（介護保険・医療保険を適用）、その他の費用の請求方法
利用料利用者負担額はサービス提供ごと計算し、利用月ごとの合計金額より請求いたします。上記にあたる請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日頃に利用者宛てにお届け（郵送）いたします。
- ② 利用料、利用者負担金額（介護保険・医療保険を適用）、その他費用の支払い方法
1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1 か月に満たない機関のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

●郵便局からの自動引き落とし

→可能な限り、ご本人様以外の方（ご家族や身元引受人）の名義で、ご家族での手続きをお願いいたします。

●笠岡第一病院の受付窓口（1 階総合受付または 2 階受付）

→請求書お届け後に、直接、窓口での入金をお願いいたします。

※利用料、利用者負担額、その他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

20. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供にあたって

- ①サービスの提供にあたって、介護保険被保険者証・健康保険証に記載された内容（被保険者資格、介護認定の有効期間）を確認させていただきます。変更があった際は速やかに当事業所にお知らせください。
- ②利用者が介護保険の認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該当申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新が遅くとも利用者が受けている介護認定の有効期間終了の 30 日前になされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、主治医の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者の家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画書」は、利用者または家族にその内容を説明いたしますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。
- ④サービス内容は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

※看護学生の実習指導の為、実習生が同行訪問する場合があります。

(2) 訪問看護師等の交替をご希望される場合

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問看護師等の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問看護師の氏名はできません。

②事業者からの訪問看護師等の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。(通院介助や訪問者への乗車、料理や掃除などの家事等)

②訪問看護サービス実施に関して主治医の指示のもとに行います

但し、事業者は介護予防訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③保清などのケアに使用する物品(タオルやバケツ、洗浄ボトルやビニール袋など)や医療材料(ガーゼやテープ等)は利用者での準備をお願いいたします。

(4) サービス内容の変更

①サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師等の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスが提供できない場合、事業所より訪問時間の変更をお願いする場合があります。

②他利用者の容体の変化が生じた場合、事務所より訪問時間の変更をお願いする場合があります。

(5) 訪問看護師等の禁止行為

訪問看護師等は、利用者に対する介護予防訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①特殊な看護及びリハビリテーション

②利用者もしくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受

③利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供

④飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動

⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

利用者のみなさまへ 個人情報保護のお取り扱いについて

訪問看護ステーション瀬戸いこい苑

当ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者の訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。ご利用者の個人情報の取り扱いには万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、相談窓口にお問い合わせください。

1. 個人情報の利用目的について

当ステーションでは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録、台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者のみなさまの個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、下記の担当者に提供させていただくことがありますので、書面での同意をお願いいたします。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

2. 当ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。当法人の規約に従って対応いたします。

3. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出下さい。

個人情報管理担当者 訪問看護ステーション瀬戸いこい苑管理者 田中 麻美

相談窓口 訪問看護ステーション瀬戸いこい苑 管理者宛て

TEL 0865-67-7171 FAX0865-67-7172

ご利用者

私は以上の契約内容及び重要事項、利用料金、同意書等について訪問看護ステーション瀬戸いこい苑より説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約書で確認いたしました訪問看護サービスの利用を申し込みます。

【氏名】

【住所】〒

【電話番号】

【署名代行者】

ご家族（または身元引受人）

私は以上の契約内容及び重要事項、利用料金、同意書等について訪問看護ステーション瀬戸いこい苑より説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約書で確認いたしました訪問看護サービスの利用に同意します。

【本人との関係】

【氏名】

【住所】〒

【電話番号】

事業者

当事業所は、指定訪問看護事業所として、以上の契約内容及び重要事項の利用料金について利用者へ説明しました。利用者の申し込みに承諾し、この契約書に定めるサービスは誠実に責任を持って行ないます。

【住所】〒714-0043 岡山県笠岡市横島 1945

【法人名】医療法人社団 清和会

【代表者名】 宮島 厚介

【事業所名】訪問看護ステーション 瀬戸いこい苑

【説明者】

【電話番号】 0865-67-7171

【FAX】 0865-67-7172